

「伏見区深草地域マスコットキャラクターのデザイン補正等業務」受託候補者募集要領

伏見区深草地域マスコットキャラクターのデザイン補正等業務の受託候補者の選定を、公募型プロポーザル方式で実施するため、次のとおり募集する。

1 業務内容

仕様書（別紙）のとおり

2 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

プロポーザル参加申請書（以下、「参加申請書」という。）の提出時点で、京都市競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。

3 応募手続等

応募する者は、次に示すところにより、参加申請書及びその他必要書類を持参又は郵送により提出するものとする（伏見区役所深草支所地域力推進室まちづくり推進担当の受領をもって本プロポーザルへの参加応募があったものとする。）。

(1) 必要書類

ア及びウについては、伏見区長宛とし、会社名、代表者の役職名及び氏名を記入のうえ、代表者印を押印すること。

ア 参加申請書（様式1） 1部

参加申請書には、本業務の実施体制（統括責任者、主担当者、支所との連絡等を行う担当者）について記載すること。さらに、一部再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容を記載すること。受託者は、再委託先との連絡調整、統括について責任を持って行うものとする。

イ キャラクターパターン試作提案書 4部

(ア) 作成内容

キャラクターの、①正面図、②手を上げてウインクしている図、③服（上下）及び靴を着用して、ウォーキングしている図

※ 現行デザインのイメージとの一体性を損なわない範囲において、デザイン補正可

(イ) 提出様式

A4の白紙1枚（上部にタイトル「伏見区深草地域マスコットキャラクターパターン試作提案書」及び会社名を入れる）に2パターンがカラーで印刷されたもの。各ポーズの大きさは縦10cm程度とする。

ウ 見積書 1部

仕様書に記載の内容を踏まえ、本業務に係る見積書とその内訳（様式不問。個別の業務ごとの単価が分かるもの）を提出すること。

なお、本業務に係る全体経費については、370千円（消費税及び地方消費税相当額を含

む。)を上限価格とし、提出された見積もり金額がこの上限価格を超えている場合は、失格とする。

エ 類似業務実績一覧表（様式2） 1部

類似業務実績一覧表には、本件の業務の主担当者が担当した主な類似業務（過去5年以内。国、地方公共団体、民間企業問わず）について記載すること。

(2) 提出期間

平成30年10月1日（月）午前8時30分から平成30年10月16日（火）午後5時まで

※ 参加申請書の提出期限は、10月9日（火）まで

※ 土曜、日曜、祝日は受付不可

(3) 担当部署（書類の提出場所）

伏見区役所深草支所地域力推進室 まちづくり推進担当（三松^{みまつ}，佐藤）

〒612-0861

京都市伏見区深草向畑町93-1

T E L : (075) 642-3203

F A X : (075) 641-0672

E-Mail : fukakusa-machi@city.kyoto.lg.jp

4 受託候補者の選定方法

(1) 審査方法

提出書類に基づき、伏見区役所深草支所において設置する受託候補者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、別添「審査基準」を基に総合的な評価を行う。

(2) 選定

審査委員会での審査を踏まえて、伏見区長が受託候補者1社を選定する。

(3) 通知

選定結果は、すべての応募者へ文書で郵送により通知する。

5 著作権の取り扱い

(1) 受託候補者の試作提案書及び成果物（以下「試作提案書等」という。）に係るすべての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）、その他一切の権利はすべて委託者に譲渡する。

(2) 受託候補者は、委託者が試作提案書等の作品の商標及び意匠の出願及び登録をすることを認める。

(3) 受託候補者は、試作提案書等の作品の著作者人格権についてこれを行使しない。

(4) 受託候補者は、応募を持って、上記(1)～(3)に同意したものとする。

(5) 受託候補者と委託者は、本業務の契約の際に、上記(1)～(3)の内容に基づき著作権譲渡等に関する契約を締結する。

6 契約に関する事項

(1) 委託者は、本要領、仕様書（別紙）及び見積書を基に、受託候補者と、契約内容についての協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、候補者に次いで評価の高かった者の順に新たな候補者と協議を行う。

- (2) 契約書の記載事項に違反したときは、契約の一部または全部を解除し、費用の支払いをしないか若しくは契約金額の一部または全部を返還しなければならない場合がある。
- (3) 委託者側で制作を継続しがたいやむを得ない事由がある場合、受託者側の同意を得て、契約を解除することができる。
- (4) 契約形態は委託契約とし、委託費の支払いは精算払いとする。
- (5) 包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

7 本要領及び仕様書に関する質問期限及び回答

本要領及び仕様書についての質問等については、参加申請書を提出した者に限る。

3(3)の担当部署にFAX又はE-Mailで問合せのあったものに対し、下記回答日に質問者へ回答するとともに、すべての回答を取りまとめ、伏見区役所ホームページに掲載する。口頭による質問には応じない。ただし、軽微な質問に関しては、この限りでない。

また、他のプロポーザルの応募者に関する質問など、提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

- (1) 質問の受付期間及び受付時間

平成30年10月9日（火）から平成30年10月10日（水）まで

各日8時30分から17時まで

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

- (2) 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、3(3)の担当部署にFAX又はE-Mail（ただし着信を確認すること。）のいずれかによるものとする。

- (3) 回答日

平成30年10月12日（金）

- (4) 回答方法

上記回答日に、質問者へFAX又はE-Mailにより行う。

なお、すべての質問及び回答は、原則として京都市伏見区役所ホームページに掲載する。

8 留意事項

- (1) 試作提案書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) すべての提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は、受託候補者の選定作業に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 今回の応募により創作したデザイン等の使用は、伏見区役所深草支所の許諾がない限り使用ができないものとする。また、伏見区役所深草支所から提供を受けた文章及び画像等の情報を、無断で第三者に提供すること並びに他の目的に使用することは禁ずる。
- (6) 本要領等示された条件に適合しない事業者や、応募資格があると偽り、又は応募資格を失った事業者は、失格になることがある。